

第 4 章

整備基本方針

泉坂下遺跡は、弥生時代の東日本にみられる再葬墓の全容がわかる重要な遺跡である。常陸大宮市内初の国指定史跡であり、保存活用の目標に掲げた「みんなの誇りとなる常陸大宮の「顔」づくり」にふさわしい、文化財保護推進の中核的・象徴的存在としての役割が期待されている。したがって、泉坂下遺跡を通じて弥生時代という歴史に触れ、郷土への理解が深まるよう、史跡公園として整備する。本計画では、保存活用計画の「みんなの誇りとなる常陸大宮の「顔」づくり」を継承し、基本理念とする。

史跡公園では、弥生時代に再葬墓を営んだ人々が持っていたであろう祖先を大切に思う心やコミュニティの絆について、現在を生きる私たちが思いを馳せ、ふるさとの尊さを改めて感じられるような、歴史学習や地域理解に役立てることが極めて重要である。弥生時代の人々が作った再葬墓を大切な遺跡として未来へと受け継ぐために、世代を越えて多くの人が集い、親しみ、学ぶといった様々な活動が行われ、やがて常陸大宮市のシンボルとなるよう取り組むものとする。

1. 遺構や遺物の確実な保存

史跡公園として公開する前提として、地中に残る遺構や遺物に対し悪い影響を与えることなく未来に伝えていくために、保護盛土を行い確実に保存する。

2. 歴史学習、郷土学習の場としての整備

再葬墓という泉坂下遺跡を通して、この地で暮らした人の様子について学び伝えるために、再葬墓がつくられた往時の空間や、再葬された状況について、復元や表示等の表現をしたうえでそれぞれ解説する。

また、郷土の歴史を体感できるよう、史跡公園を周囲から展望できる地点を選んで、見学できる方法を検討する。

3. 歴史民俗資料館や周辺文化財との連携

市歴史民俗資料館をガイダンス施設と位置付けて、泉坂下遺跡の遺物展示や調査研究成果紹介等の充実を図る。

加えて、周辺にある他の文化財等と一体的に活用できるよう、泉坂下遺跡を拠点に安全かつ分かりやすく誘導する。見学ルート設定や案内板設置など、周辺文化財も見学しやすい環境を整える。

4. みんなに親しまれる空間づくり

史跡公園で行う様々な体験活動や多目的な利活用に資するため、広場的空間を設ける。市内外からの来訪者が安全に見学・活用するとともに、近隣住民の日常的な散策にも利用しやすい空間を提供する。

第5章 整備基本計画

第1節 整備ゾーニングの設定

泉坂下遺跡の史跡公園においては、保存活用計画の地区区分（図1-1参照）を前提に、「史跡の価値の保存と公開」、「公園としての利便性」の観点を考慮して、5つの整備ゾーニングを設定する。

- 史跡公園への入口となる【エントランスゾーン】は複数配置し、東側をメイン導入部、北側をサブ導入部と位置付ける。

保存活用計画に示した地区区分	本計画における整備ゾーニング
A 史跡ゾーン ・中央部分は、再葬墓遺構の検出範囲。縄文時代晩期の遺構は北側全体に広がり、本質的価値を構成している。 ・南側は、弥生時代以降の遺構が検出されており、その後の土地利用がみられる区域。	エントランスゾーン（東） 【短期整備】 市道に接する区画を史跡公園の入口（メイン）とし、用水を安全に渡ることができるよう橋を架ける。
	遺構展示ゾーン 【短期整備】 発掘調査成果に基づき、縄文時代晩期と弥生時代の遺構を展示解説するゾーンとする。
	活用広場ゾーン 【短期整備】 日常的に利用できるオープンスペース、あるいは体験学習やイベント開催等、多目的に活用する。
B 未調査ゾーン ・縄文時代晩期の遺構が存在する可能性があり、調査の必要がある区域。	遺構展示ゾーン 【長期整備】 将来的に史跡公園の範囲に含むよう、公有化を図る。発掘調査を行ったのち、追加指定や遺構表現を検討する。
C 包蔵地ゾーン ・指定地外（埋蔵文化財包蔵地）であり、調査・研究を行う可能性がある区域。	景観保全ゾーン 【短期整備】 所有者と協力して景観の維持保全に努める。目立つ施設の設置を避け、史跡公園と周辺景観との調和を図る。
D 活用ゾーン ・史跡指定地外の市有地で、活用を検討する予定の区域。	郷育ゾーン 【短期整備】 泉坂下遺跡全体を展望しながら解説するほか、郷土の歴史や植物利用など体験的に学べる空間づくりを行う。
	エントランスゾーン（北） 【長期整備】 史跡公園を起点に周辺散策する際の回遊性向上のため、北側に入口（サブ）を設ける。
	活用広場ゾーン 【長期整備】 日常的に利用できるオープンスペース、あるいは体験学習やイベント開催等、多目的に活用する。
	エントランスゾーン（東） 【短期整備】 市道の東側（指定地外）を史跡公園見学の起点とし、総合案内板や便所等を設置する。 隣接する区画に来訪者用駐車場を整備する。

- 弥生時代の再葬墓と縄文時代晩期の遺構が集中する北半分は【遺構展示ゾーン】とし、保存活用計画における未調査ゾーンも含む。
- 史跡公園の南半分には【郷育ゾーン】と【活用広場ゾーン】を設ける。
- 保存活用計画における包蔵地ゾーンは、史跡公園を取り囲む【景観保全ゾーン】とする。

なお、B 未調査ゾーンは、公有化・発掘調査を経て史跡公園として公開するまで一定の時間を要することが見込まれることから、史跡指定地とエントランスゾーン（東）、郷育ゾーンの整備を優先し、早期公開を目指すものとする。

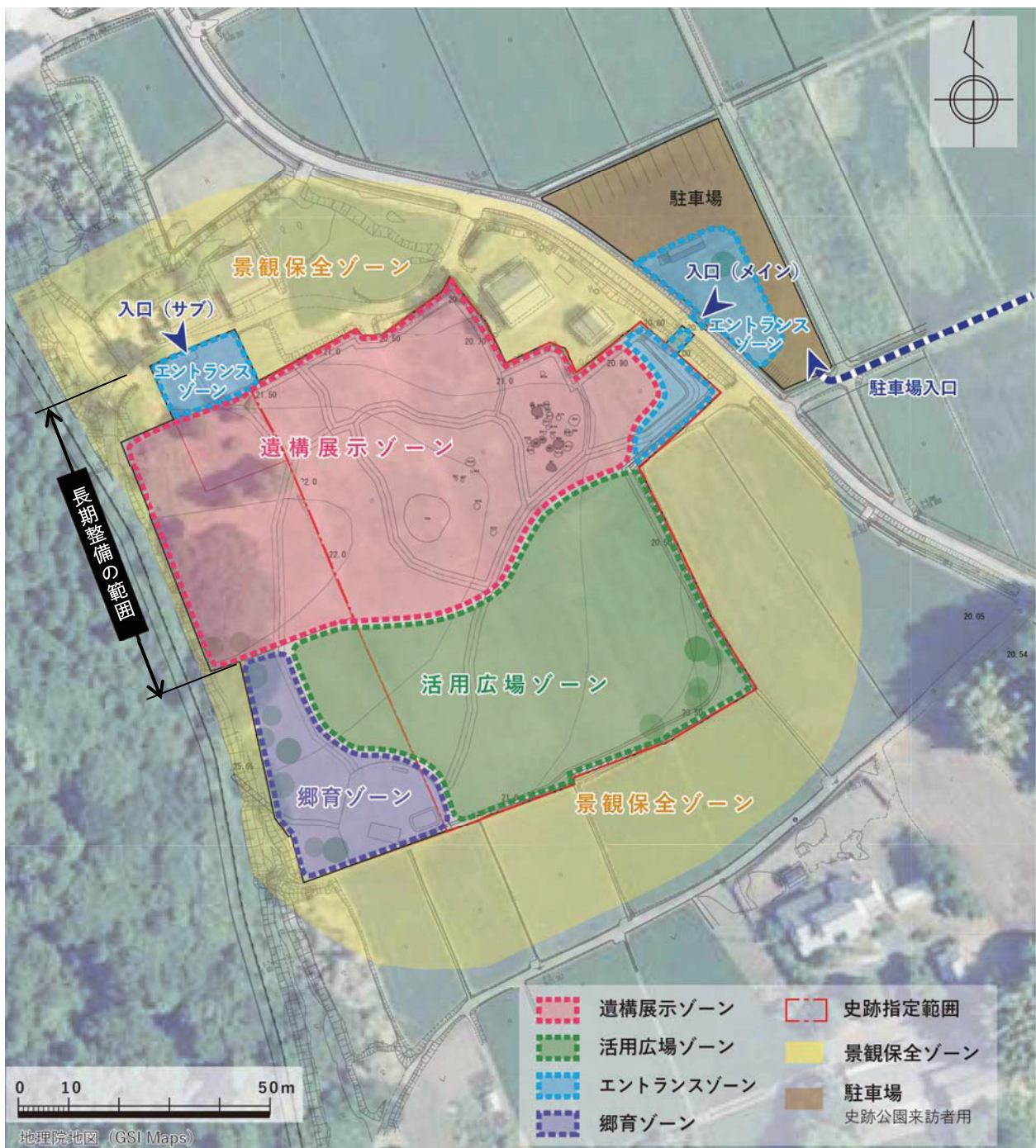


図 5-1 整備ゾーニング図

1. エントランスゾーン

史跡公園の見学起点となる、導入部としてのエントランスゾーンを設ける。史跡公園の東側は、現状において公道に接する唯一の入口であり、今後もメインの入口として利用できるようにする。ただし、史跡指定地だけでは十分な空間を確保できないことから、指定地外まで範囲を広げて一体的に利用する。このほか、長期的には北側にサブの入口を設けることで、史跡公園とその周辺散策における回遊性の向上を図る。

エントランスゾーンには、来訪者への見学案内の情報提供や史跡公園の管理機能を備えることとし、案内板、ベンチ、便所などの施設を設置する。

【整備内容】

- ・東側のエントランスゾーンは、水路に渡された既存通路の北側に、史跡公園の入口として新たに橋を設ける。史跡指定地が高く市道が低いことから、橋を架けると史跡指定地に掘削が生じるおそれがある。既往の発掘調査（9トレンチ、16トレンチ）では、設置箇所に遺構は確認されていないが、整備前に調査するなど、遺構に影響の無いよう十分留意して行う。
- ・東側のエントランスゾーンにある既存の史跡標柱と説明板は撤去し、史跡指定地側に史跡標識と公園名称サインを新たに設置する。指定地外の範囲には総合案内板を設置して、現地見学に必要な情報を提供する。あわせて、便所及び防犯灯、緑陰・ベンチを設けて、来訪者の休憩、利便性を図る。
- ・北側のエントランスゾーンは、岩崎用水に近く近隣住民の利用しやすい入口である。史跡公園を起点に周辺散策する際の回遊性の確保には必要な場所であるが、私有地に接するため所有者に承諾を得て整備する必要がある。また、未調査ゾーンに近いことから、遺構展示ゾーン西側と同様に長期整備に位置づけることとする。

2. 遺構展示ゾーン

再埋葬群としてのまとまりや出土状況について現地で表現・解説し、空間体験を通じた歴史学習の場として公開する遺構展示ゾーンとする。

発掘調査成果に基づき、往時の地形を再現したうえで、縄文時代晩期の遺構、弥生時代再埋葬（西群・東群）が集中する状況を展示解説する。2つの時代の遺構を展示・表示することにより、縄文時代晩期の集落と重なりあうように弥生時代に再埋葬が営まれた状況を表現する。

ただし、縄文時代晩期の遺構が未調査範囲に存在する可能性が高いことから調査が必要となるが、整備の実現までに一定の期間も必要となる。このため、短期整備では弥生時代の再埋葬群を優先的に行うこととする。

【整備内容】

- ・発掘調査結果から、段丘崖の麓から張り出す舌状地形が想定されることから、当時の起伏に近い環境を再現した中で、弥生再埋葬群の西群・東群のまとまりをマウンドで表現する。
- ・弥生再埋葬（西群）の中から、完掘して計測を行っている墓壙を2～3基選択し、埋葬状況の復元あるいは発掘状況を再現する。

- ・縄文時代遺構群は、晩期住居跡を対象に平面表示もしくは、廃絶状況を窪みで表現する。ただし、遺構全体の検出ができていないのは第 26 号竪穴住居跡のみであることから、その他の建物遺構について整備に先立ち確認調査を行って、対象遺構を選択する。
- ・弥生再葬墓（西群・東群）、および縄文時代晩期遺構は、エントランスゾーンから園路で誘導する。
- ・史跡公園北側の私有地との境界部は、低木植栽と柵を組み合わせて区画し、東側と北側のエントランスをつなぐ通路を設ける。管理用車両の通行可能な通路として整備する。

3. 活用広場ゾーン

史跡公園の南半分は、日常的に利用できるオープンスペース、あるいは体験学習やイベント開催等、多目的に活用できるゾーンとする。

泉坂下遺跡の往時の植物利用や生活環境を学ぶ場として活用する。

【整備内容】

- ・史跡公園の一部として適切に公開活用が図られるよう、遺構展示ゾーンと一体的に地形造成を行い、草地の広場として公開する。
- ・史跡公園の外周に修景植栽を行う。緑陰となる樹木や有用植物の栽培を検討する。樹種の選定にあたっては、花粉分析結果等で判明した弥生時代の植物や、常陸大宮市に自生する植物を参考に、活用事業に用いる有用植物や、四季を感じさせる草花等を選んで栽培する。樹木の維持管理や活用は、市民団体と連携を図って取り組むものとする。

4. 郷育ゾーン

史跡公園の南西部は、久慈川を背景に再葬墓の作られた地形がよく見渡せることから、泉坂下遺跡全体を解説する場として位置付ける。また、再葬墓の作られた過程、泉坂下遺跡の往時の植物利用、郷土の歴史や生活環境を体験的に学ぶ空間として、必要な施設を整備する。

【整備内容】

- ・史跡公園を見渡せるように広場を整備し、再葬墓のある方位にあわせて総合説明板を設置する。泉坂下遺跡の調査成果に基づき、往時の人々の暮らしの様子を解説する。
- ・広場には、見学・休憩用に東屋を設ける。また、土器焼き活動を想定して、土器野焼き場を設置する。また、史跡公園の上水道は東エントランスゾーンのみのため、郷育ゾーンに井戸を設けて、小中学校の郷土学習、土器焼き作業時の手洗い等に利用する。
- ・学校教育（郷育）としての活用を想定して、郷育ゾーンの西側に修景植栽を配置する。これらの樹種の選定、樹木の維持管理や活用は、活用広場ゾーンと一体的に行う。

5. 景観保全ゾーン

泉坂下遺跡は低位段丘上に立地し、湧水が多く、久慈川沖積地に広がる水田や自然堤防上に

形成された集落が見渡せる。現地で体感できる立地環境・農村景観は、再葬墓を営んだ弥生時代と現在をつなぐ歴史を感じさせる、魅力的な環境であることから、所有者と協力して史跡公園の周辺景観の維持保全に努める。

【景観保全・整備内容】

- ・宅地や耕作地としての良好な管理を継続し、史跡公園からの眺望を阻害する施設の設置が行われないよう、所有者に理解と協力を求める。
- ・眺望を阻害する電柱については、目立たない位置に移設する。

6. その他（駐車場）

最寄駅である常陸大宮駅から史跡公園までの交通手段は、車や自転車による来訪を基本とする。このため、史跡公園のメインエントランス（東）に隣接する場所に、必要最小限の範囲で駐車場を整備する。

なお、駐車場にアクセスする道路は、農地整備事業で拡幅予定の農道を利用する。

【整備内容】

- ・駐車場の規模は、一般来訪者・身障者用（普通車8台程度）とマイクロバス（3台程度）に、駐輪場を備えたものとする。
- ・自転車利用者に対しては、常陸大宮市が推進する「サイクルサポートステーション」として位置づけ、サイクリストの休憩場所として利用できるよう、必要な施設を設置する。
- ・団体利用（大型バス）やイベント開催時には、泉コミュニティセンターの駐車場を利用する。



図 5-2 整備計画図(短期)



図 5-3 整備計画図(長期)

第3節 動線計画

1 史跡公園へのアクセス

史跡公園に近い場所を選んで駐車場を整備し、最寄駅となる常陸大宮駅や泉コミュニティセンターからメインエントランスに誘導する。

常陸大宮市が進める近隣の公共サイン（案内・誘導サイン）の設置・更新にあわせて、泉坂下遺跡への適切なルート表示を進めていく。

（1）常陸大宮駅からのアクセス（タクシー・路線バス・自転車等）

- ・常陸大宮駅から史跡公園まで、3.0 km以上の距離があることから、市外からの来訪者は基本的にタクシー利用を想定する。
- ・路線バスは、常陸大宮市と水戸市を結ぶ路線が県道 168 号を通過している。常陸大宮駅近くの大宮駅口停留所から乗車できるが、運行本数は少なく平日 8 往復程度である。泉坂下遺跡に近い停留所は「泉入口」と「根本入口」で、徒歩 15 分程度である。
- ・常陸大宮駅から泉坂下遺跡に自転車で向かう場合は、車によるルートと同様、県道 168 号を南下し、国道 118 号交差点（大宮バイパス入口）の手前で左折するルートを推奨する。
- ・泉坂下遺跡を初めて訪れる場合でも、容易に位置を確認できるよう、駅前に設置される総合案内板に泉坂下遺跡を表示する。併せて駅構内にリーフレット等の配置を検討する。

（2）車によるアクセス

- ・一般の来訪者（自家用車）に対しては、史跡公園に隣接する駐車場を整備して誘導する。駐車場への誘導は、常陸大宮駅からのアクセスと同じく、県道 168 号もしくは国道 118 号（大宮バイパス入口）から泉コミュニティセンターを経由して駐車場に至るルートを設定し、道路案内標識等により誘導する。
- ・史跡公園周辺は、道路幅員が狭いことから大型バス用の駐車場の設置は難しいが、小中学校の活動利用を促すためには、大型バス駐車場の確保が求められる。このため、泉コミュニティセンターの駐車場を活用できるようにする。

（3）サイクリングコース

- ・現在、JR水郡線はサイクルトレイン（自転車をそのまま列車に持ち込める）の運行サービスを行っている。また、常陸大宮駅を発着点とし、久慈川沿いのサイクリングロードをメインに走るコース（久慈川爽快サイクリング）では、泉坂下遺跡をスポットとして取り上げている。
- ・史跡公園の整備公開に合わせて、久慈川爽快サイクリングより短い走行距離で周回し、久慈川右岸の堤防から泉坂下遺跡を遠望できる視点場を加えたサイクリングコースを設定し、周知を図る。



図 5-5 常陸大宮駅から史跡公園へのアクセスルートと自転車ルート



久慈川堤防からの遠望

2 導入部（エントランス）の設定

史跡公園のメインエントランスは市道に面した東側に配置し、北側にサブエントランスを設ける。

（１）メインエントランス（東側）

- ・史跡公園の見学起点となるメインエントランスは、市道に面した位置にあり、かつ国道118号や県道168号からアクセスのしやすさを考慮して、史跡公園の東側に設定する。

（２）サブエントランス（北側）

- ・日常的に散策する市民利用や、維持管理の利便性・使いやすさに配慮して、サブの入口を北側に設定する。

（３）その他（周辺部の散策ルートの設定）

- ・駐車場（一般用・大型バス用）からエントランスまで、複数の徒歩ルートを設定する。
- ・泉コミュニティセンターを起点に、車・歩行者兼用の道を使った**徒歩ルート①**、自然林や水田の間を散策しながら史跡公園に向かう**徒歩ルート②**、岩崎用水や春日神社参道を活用する**徒歩ルート③**を整備するなど、史跡公園までの途中でも楽しめる方法を設定する。



徒歩ルート①（現在の推奨ルート）



徒歩ルート②（清掃管理されている道）

- ・誘導標識は、泉坂下遺跡周辺部に数か所設置されているが、新たに設定するルートにあわせて設置個所を見直し、移動・新設を行う。



泉坂下遺跡周辺の誘導標識（既設）

3 史跡公園内園路

史跡公園内を見学しながら円滑に移動できるよう園路を設定する。見学者は、東側のエントランスから入り、遺構展示ゾーンを見学したのち郷育ゾーンまで到達し、東側のエントランスへと戻るルートを基本とする。草地の広がる範囲（再葬墓群の展示範囲を除く）については、

見学者が自由に歩くことは可能だが、車椅子や管理車両は園路のみの走行とする。

このため、史跡公園の園路舗装は、遺跡の自然な雰囲気になじみ、かつ車両通行が可能となるよう、土系舗装やウッドチップを混ぜたコンクリート舗装等を用いることとする。駐車場に関しては、脱色アスファルト等の舗装を検討する。



脱色アスファルト舗装による園路
(都史跡本町田遺跡：町田市)



土系舗装による園路（回廊跡）
(特別史跡百済寺跡：枚方市)



セメント系木質舗装による園路
(特別史跡加曾利貝塚：千葉市)

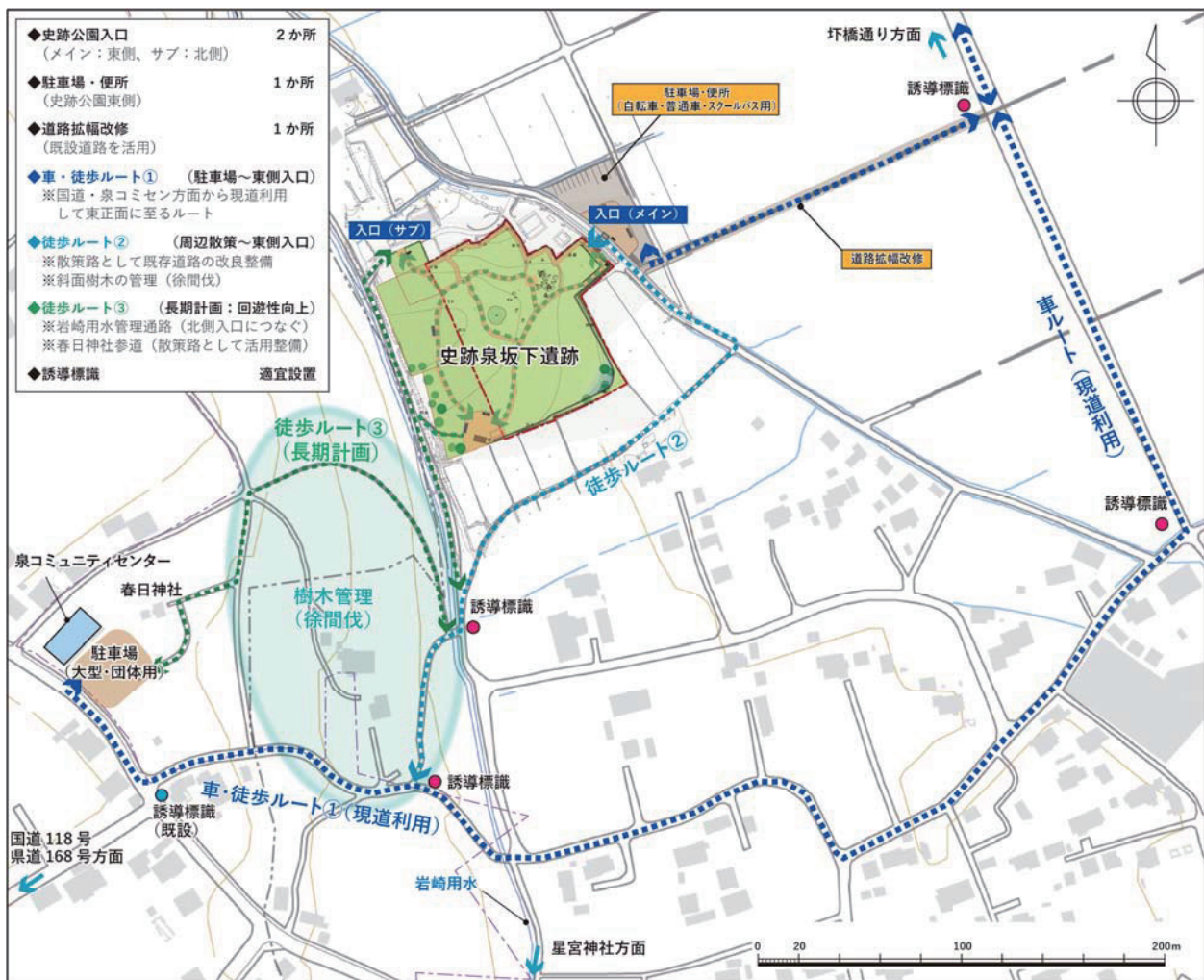


図 5-6 史跡公園へのアクセス・見学ルート

第4節 地形造成

1. 地形造成の考え方

史跡指定地は、縄文時代晩期から弥生時代の理解につながるよう、地形復元の検討成果（第3章第3節7.）を可能な限り地形造成に活かす方針とする。

弥生時代の生活面（当時の地表面高さ）は現状面よりも高く、西から東に向かって緩やかに傾斜し低くなると推定されている（図3-9）。したがって、史跡指定地は全体的に遺構保護層（地表地盤高からⅡ層上面までの平均厚さ30cm）を確保した上に、弥生時代の地形起伏を再現しながら整備地盤面を整える。

史跡の北半分（遺構体験ゾーン）においては、舌状地形の部分的に保護層の薄い地点や厚く堆積している地点があり、さらに再埋葬の遺構複製展示、新たに設ける柵、解説施設の基礎等の地下埋設物が、Ⅱ層上面を掘削することの無いよう、詳細に配置等に注意して造成を行う。

史跡の南半分（活用広場ゾーン）は、北側からつながるほぼ平坦な地形を再現することで、既存の畦畔の段差を解消する。

なお、上記の考えに基づく地形造成に伴い、史跡公園全体の造成土量が過大になったり、周辺部との擦り付け箇所の高低差が大きくなり生じることのないよう抑えることも必要なため、細部の調整は基本設計で検討する。

2. 史跡公園の排水対策

（1）敷地境界に沿って側溝を設置し排水

地形造成に伴い地盤高は中央部が高く、南側・北側に向かって低くなることにより、史跡公園内の雨水は、南東隅と北東隅に滞水することが想定される。

このため、滞留水の排水対策として、史跡公園の外周（南側・北側）に側溝・集水ますを設置し、史跡公園内の雨水を集めて東側の既存の用悪水路へと排水する。

- ・史跡公園の北側は、園路と植栽帯の間にフタ付き側溝を設けて排水する。外周部は遺構の存在は確認されていないが、側溝の設置の際は、整備に先立ち調査を行い遺構のないことを確認して実施する。
- ・史跡公園の南側には、敷地境界に岩崎用水から景観保全ゾーンの水田に引水している埋設管があることから、既設埋設管を避けて排水路を整備する。このため、南側の排水路は、史跡公園の境界より内側に設定し、史跡公園の内外から目立たないよう浅い溝状に整備する。



南側排水路の整備イメージ
（参考）かつての岩崎用水路



図 5-7 排水計画図

第5節 遺構の表現

遺構体験ゾーンにおいて確認された縄文時代晩期・弥生時代の主要遺構の表現は、それぞれ確認地点の地表面にて行う。

縄文晩期の住居跡、弥生時代の再葬墓・土坑を整備対象とし、それぞれの特徴や保存状況に合わせて平面表示、遺構複製展示など適切な表現方法を選択する。当時の状況を伝えられるよう効果的に手法を組み合わせ、現地見学ができるようにする。

1. 弥生再葬墓群・縄文時代遺構群の表現方法

- ・弥生の遺構（墓）・縄文晩期遺構（遺物の分布・建物跡）の表現は、遺構保存した上面にて行う。
- ・弥生再葬墓群は、東群・西群いずれも墓域としての空間的まとまりをマウンドで表現し、その中に遺構複製展示を組み合わせることで埋葬状況を表現する。

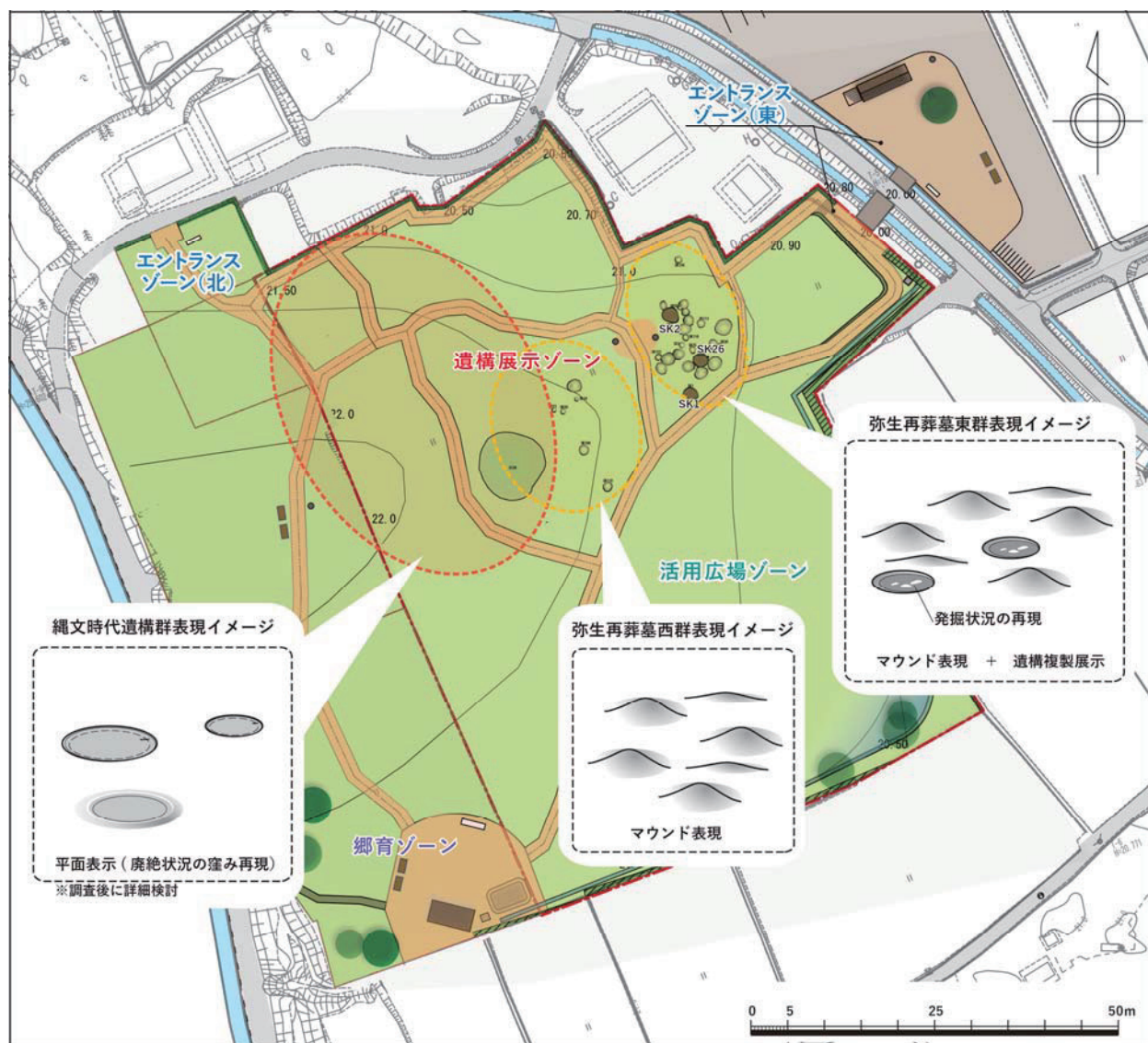


図 5-8 遺構の表現方法

- ・再葬墓の地表部分が考古学上まだ定説を見ないことを踏まえ、再葬墓の遺構表現としてのマウンドが間違った認識を与えないよう留意する必要がある。主に次の事項に従ったマウンドが求められる。
 - ①再葬墓の地表部分にあったであろうマウンドについては、その高さを考察するため、実際に土器を埋める実験などが行われていて、マウンドの高さは高くとも 40 cm程度であろうと考えられている。
 - ②マウンドは年季が経つにつれ、沈んでいくことが確実なため、古い再葬墓のマウンドは低く、新しい再葬墓のマウンドは高いという傾向があったと考えられる。
 - ③埋められた土器の状況からは、転圧するような作業は行われなかったものと考えられるため、素朴な形状のマウンドと考えられる。
 - ④マウンドの高さの考察については、今後も継続して行いその成果を整備の表現に反映する。
- ・縄文時代遺構群は、晩期住居跡を対象に平面表示もしくは廃絶状況を窪みで表現する。ただし、遺構全体を検出しているのは第 26 号竪穴住居跡のみのため、その他の住居跡を表現するにあたっては、整備実施前に調査を行ったのち対象遺構を選択する。



図 5-9 遺構体験ゾーン整備イメージ

2. 遺構複製展示の対象遺構の選択

- ・泉坂下遺跡の特徴を伝える再葬墓（墓墳）を、1～数基程度、選択して発掘状況を再現する。
- ・泉坂下遺跡で確認されている再葬墓のうち、完掘して遺物を取り上げた遺構と、遺物を取り上げていない遺構があり、埋葬状況を表現する遺構の候補は完掘した土墳（7基）に限定される。完掘した墓墳は7基（SK1、SK2、SK3、SK4、SK5、SK6、SK26）あり、このうち、以下の3つ（第1号墓墳（SK1）、第2号墓墳（SK2）、第26号土坑（SK26））を遺構複製展示の候補とする。

【特徴的な墓墳の例】

- | | |
|--------------|---------------------------|
| 第1号墓墳（SK1） | 人面付壺形土器が出土した土坑。 |
| 第2号墓墳（SK2） | 7基の中で、出土した土器の数が一番多い。（15個） |
| 第26号土坑（SK26） | 三次元遺構計測をしているため、正確な再現が可能。 |



図5-10 弥生再葬墓東群 墓墳遺構分布図及び出土状況写真
（写真は完掘した墓墳。このうち赤線で囲んだ3点が遺構複製展示候補）

- ・遺構複製展示は、掘り下げた表現とする。ただし、遺構保護、見学時の見やすさや安全性などを考慮して、深さは浅く留める。

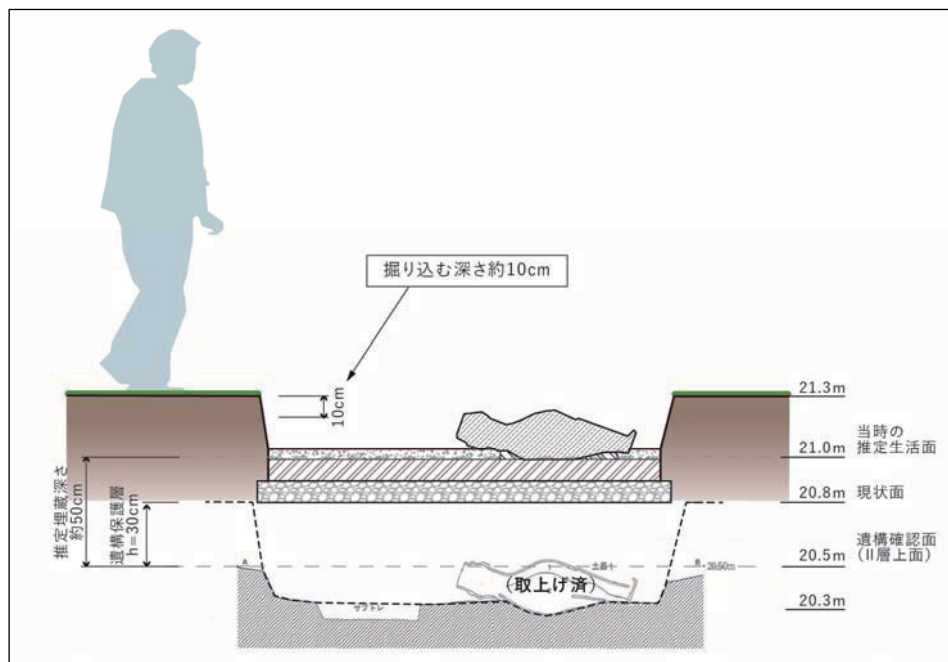


図 5-11 再葬墓遺跡の遺構複製展示のイメージ（第1号墓壙（SK1）の例）

甕棺墓群の表現例（特別史跡吉野ヶ里遺跡）



甕棺墓群の復元（マウンドで空間全体を表現）



埋葬状況の再現（甕棺墓の展示）

廃絶住居の表現例（史跡平出遺跡）



廃絶住居を窪みで表現する



発掘された状況を再現した廃絶住居

遺構の表現方法の例（イメージ）

第6節 修景及び植栽

1. 景観阻害要因の排除

- ・史跡指定範囲内（中央部1本、指定地境界2本）の電柱は撤去し、史跡指定地外に移設する。
- ・移設先は景観保全ゾーンの外側の目立たない場所を選んで、新たな電柱を設置する。このため、史跡公園内の電源は、指定地北側の既存電柱から駐車場に引き込む方針とする。



図 5-12 電柱移設計画図

2. 修景植栽

(1) 植栽計画の基本的な考え方

- 史跡公園として周囲の景観と調和を図り、見学に際し適度な緑陰を生み出すように植栽を行う。
- 現地見学や歴史学習の効果を高めたり、学校教育（郷育）としての活用を想定して、適切な植栽樹種を選択する。
 - ・ 泉坂下遺跡の調査（花粉分析等）や土器文様等から確認できた樹種
 - ・ 常陸大宮市内に生育しやすい樹種のうち、①衣食住の利用が想定される植物（在来の有利用植物）、②伝統行事などに利用されてきた植物、③季節感を感じさせる草花、などから選択する。植栽する樹種の選定と配置は、専門家に協力を得て検討する。
- 重要な遺構の周囲への植栽は避ける。必要に応じて、防根シートを敷設するなど、根が遺構を攪乱しないよう対策を行って植栽する。

(2) 各ゾーンの植栽の考え方

①遺構展示ゾーン

- ・ 基本的に地被（ノシバ）で覆う。
- ・ 中高木の植栽は基本的に行わない。
- ・ 北側の宅地境界は、低木植栽で区画を明示する。

②活用広場ゾーン

- ・ 基本的に地被（ノシバ）で覆う。
- ・ 史跡公園から周囲を見渡す際に、近隣の住宅が目立たないように中高木の植栽を配置する。緑陰に適した樹木その他、排水路沿いは水場に生育しやすい植物、季節感を感じる草花などから選択する。

③郷育ゾーン

- ・ 基本的に地被（ノシバ）で覆う。
- ・ 背後の斜面林は、スギ・ヒノキ植林にコナラ、シラカシ等が混じる。このため史跡公園と斜面林の連続した景観となるよう、コナラ・シラカシ（高木）を主体に中低木を組み合わせ植栽する。そのほか、学校教育（郷育）としての活用を想定して、有用植物や伝統行事に用いる植物などを選定して植栽する。

④エントランスゾーン

- ・ 新たに樹木を植栽する。
- ・ 季節感を感じる草花や、シンボリックな樹木など、史跡公園にふさわしい緑化修景を行う。



図 5-13 植栽計画図

表 5-1 修景植栽案

	高 木				中 ・ 低 木				草 本 ・ そ の 他			
	樹種名	用途・他	市域産地	エリア 区分	樹種名	用途・他	市域産地	エリア 区分	樹種名	用途・他	市域産地	エリア 区分
泉坂下遺跡の調査・土器文 様等から確認された植物	オニグルミ	食用、木材	○	西側	イボタノキ	寄生虫から 蠟を抽出、 生垣	○	北側、 南東部、 東エントランス	オオバコ	踏みつけに 強い・薬用	○	南東部
	クリ	食用、木材	○	西側					アカネ	染料 (トゲ有)	○	南東部
	トチノキ	食用、木材	○	西側								
	ムクロジ	食用、木材、 石鹸の代用	○	西側、 南東部								
常陸大宮に生育し、衣食住の利用が 想定される植物（在来の有効植物）	マユミ	弓（枝）	○	西側、 南東部	ミツマタ	和紙	○ (逸出野生化)	西側、 南東部、 東エントランス	カラムシ	繊維	○	西側、 南東部
	アカメガシワ	皿（葉）	○	西側、 南東部	コウゾ	和紙	× (市特産品)	西側	ドクダミ	薬用	○	西側、 南東部
	コナラ	薪炭、 食用（ドングリ）	○	西側	ヒメコウゾ	和紙	○	西側				
	クヌギ	薪炭、 シイタケ原木 食用（ドングリ）	○	西側	ヒサカキ	神事	○	北側、 西側、 南東部				
	シラカシ	防風、生垣 食用（ドングリ）	○	西側	チャノキ	茶	○ (逸出野生化)	北側、 西側、 南東部、 東エントランス				
					ヌルデ	染色	○	西側				
					サンショウ	食用	○	西側、 南東部				
					タラノキ	山菜	○	西側				
常陸大宮の伝統 行事などに利用 されてきた植物	ミズキ	小正月の繭玉	○	西側、 南東部、 東エントランス	ヒイラギ	節分	○	北側、 西側、 南東部	ショウブ	節句	○	南東部
									ジュズダマ	子どもの遊び ※食用品種は ハトムギ	○ (逸出)	西側、 南東部、 東エントランス
季節感を感じさせる草花など	ヤマザクラ		○	西側、 南東部、 東エントランス	ヤマアジサイ		○	西側、 東エントランス	ヒガンバナ	墓地	○	北側、 西側、 南東部、 東エントランス
	カスミザクラ		○	西側、 南東部、 東エントランス	コアジサイ		○	西側、 東エントランス	オミナエシ	秋の七草	○ (県Ⅱ)	南東部、 東エントランス
	イロハモミジ		○	西側、 南東部	ヤマツツジ		○	北側、 西側、 南東部	キキョウ	秋の七草	生育なし (県Ⅱ、県Ⅲ)	北側、 南東部、 東エントランス
	ウメ		× (植栽植物)	東エントランス					カワラナ デシコ	秋の七草	○ (県準)	南東部、 東エントランス
	花桃		× (市特産品)	東エントランス					ハギ (ヤマハギ)	秋の七草	○	西側、 南東部、 東エントランス
その他	ヤナギ・ ハンノキ	(水場に適応)	○	南東部								